

令和2年度 第1回  
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会  
資料

日時 : 令和2年6月29日(月) 18:30~20:30

場所 : 総合あんしんセンター 3階 大会議室

# 目次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	・・・1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	・・・2
高齢者保健福祉計画の施策体系	・・・4
報告事項	
1 次期介護保険制度改正に関する国の動向について	・・・5
2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)の 策定に向けた策定体制・スケジュール	・・・10
3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成30～令和2年度)の進捗状況	・・・13
4 成年後見制度利用促進計画の策定について	・・・17
別紙資料	
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
2 介護支援専門員対象調査	
3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～令和2年度) 進捗状況	

高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人 高知県作業療法士会	事務局長	矢野 勇介
3	一般社団法人 高知市医師会	理事	植田 一穂
4	一般社団法人 高知市歯科医師会	副会長	高橋 豊
5	NPO 法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
6	公益社団法人 高知県栄養士会	会長	新谷 美智
7	公益社団法人 高知県薬剤師会	高知市薬剤師会 会長	植田 隆
8	公益社団法人 高知県理学療法士協会	会長	宮本 謙三
9	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸
10	公益社団法人 認知症の人と家族の会 高知県支部	世話人	小笠原 千加子
11	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
12	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
13	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
14	高知市居宅介護支援事業所協議会	理事	高岡 秀実
15	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	北岡 廣明
16	高知市老人クラブ連合会	会長	三宮 尊良
17	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	常務理事	村岡 晃
18	公募委員		藤田 みどり
19	公募委員		松木 孝明
20	公募委員		山崎 百合子

## ●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

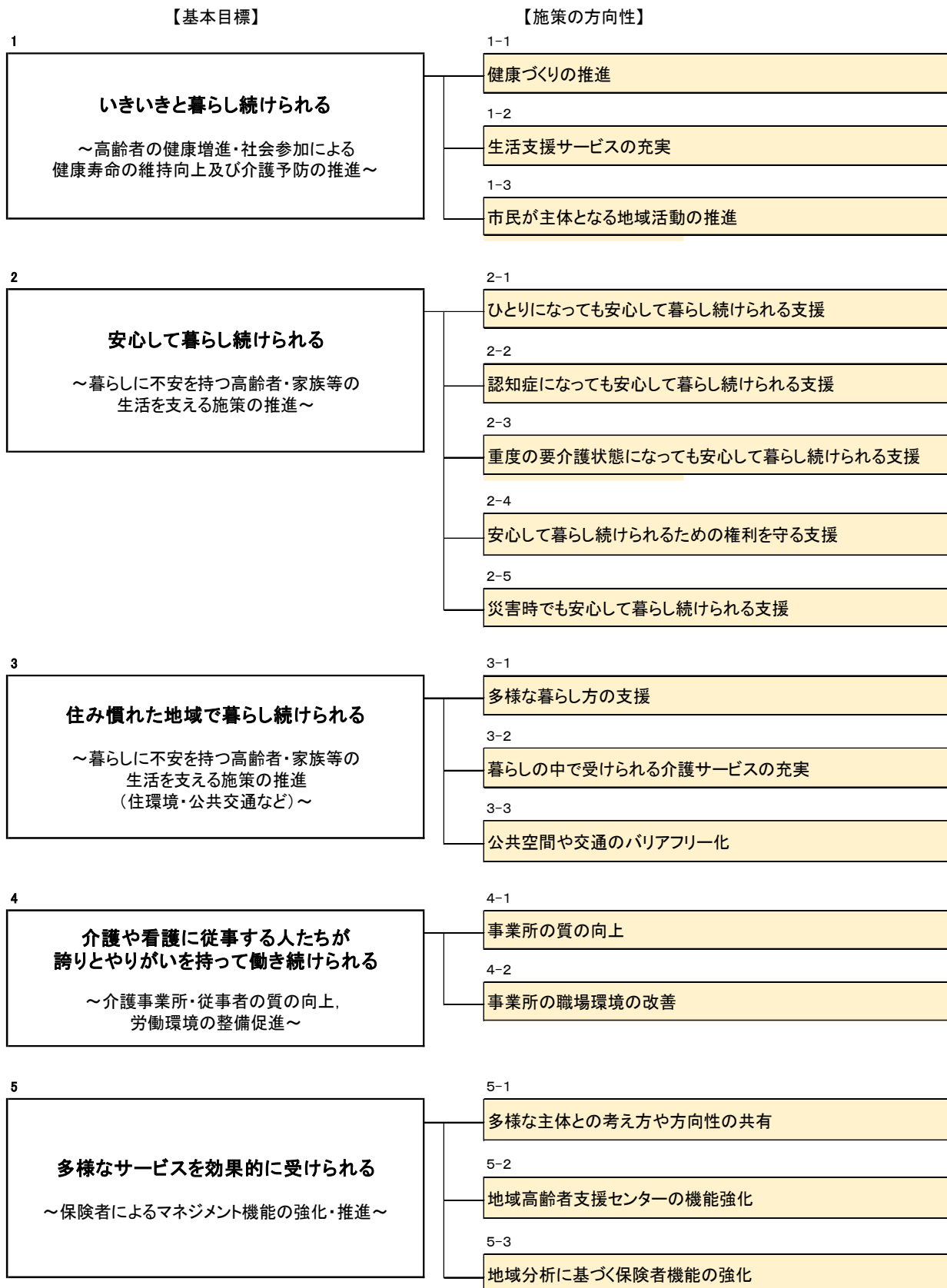
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

## ●高齢者保健福祉計画の施策体系

**基本理念** : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』



## <報告事項>

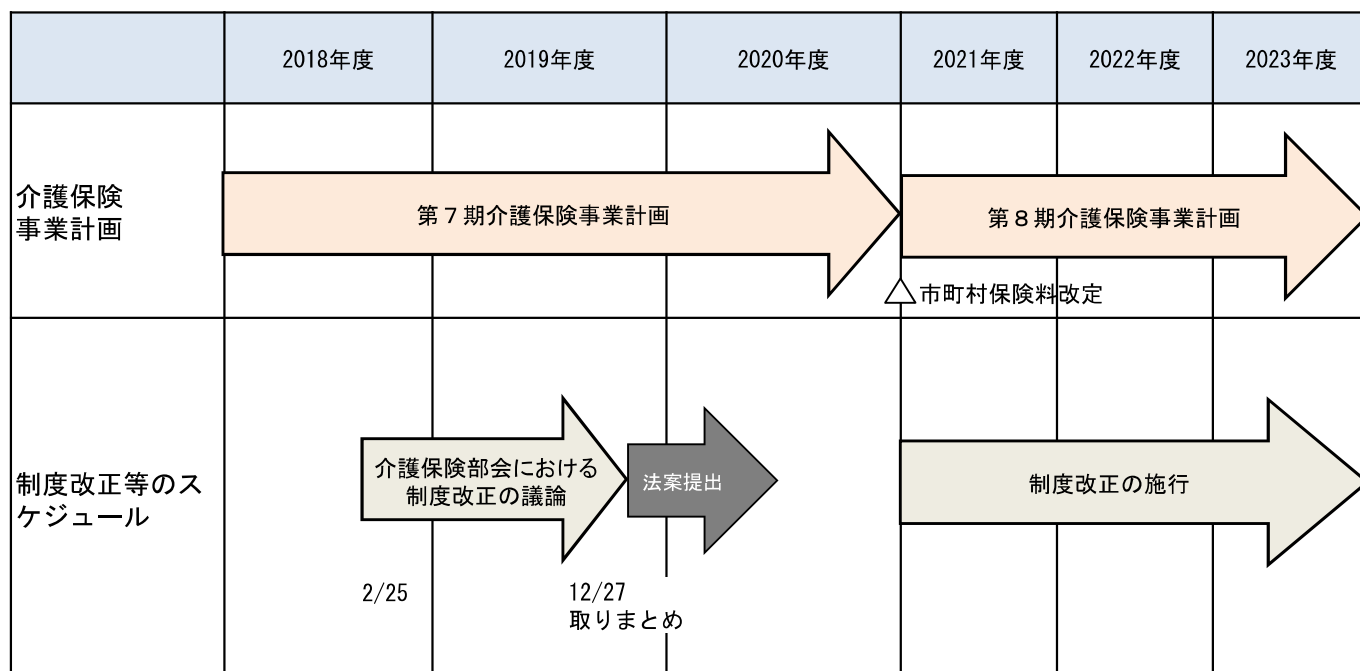
### 1 次期介護保険制度改正に関する国の動向について

「全国厚生労働関係部局長会議資料

（令和2年1月17日（金）老健局）より抜粋

# 次期介護保険制度改革について

## 介護保険制度の改正サイクル



※ 介護報酬改定の議論は、社会保障審議会介護給付費分科会で議論予定。



# 検討経緯と今後の対応

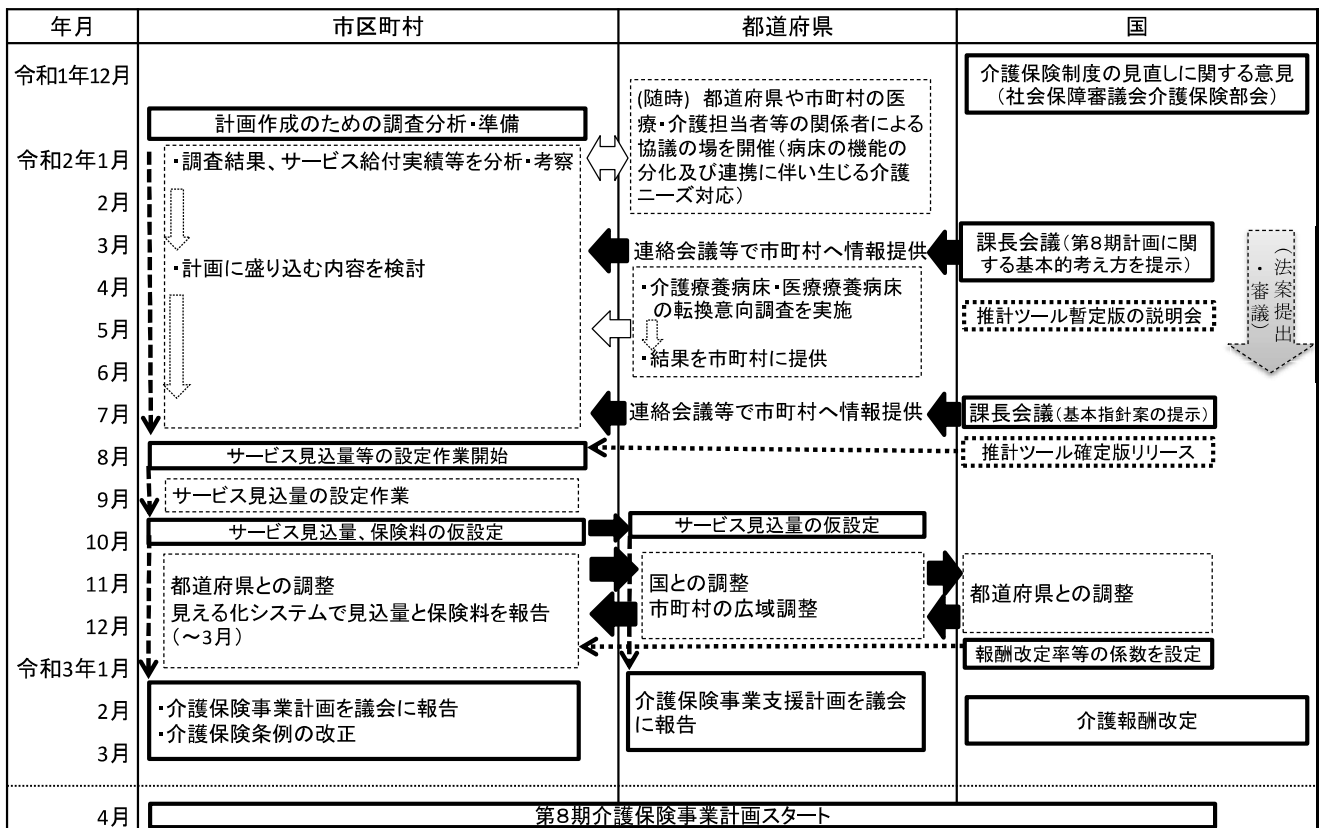
## 1. 検討経緯

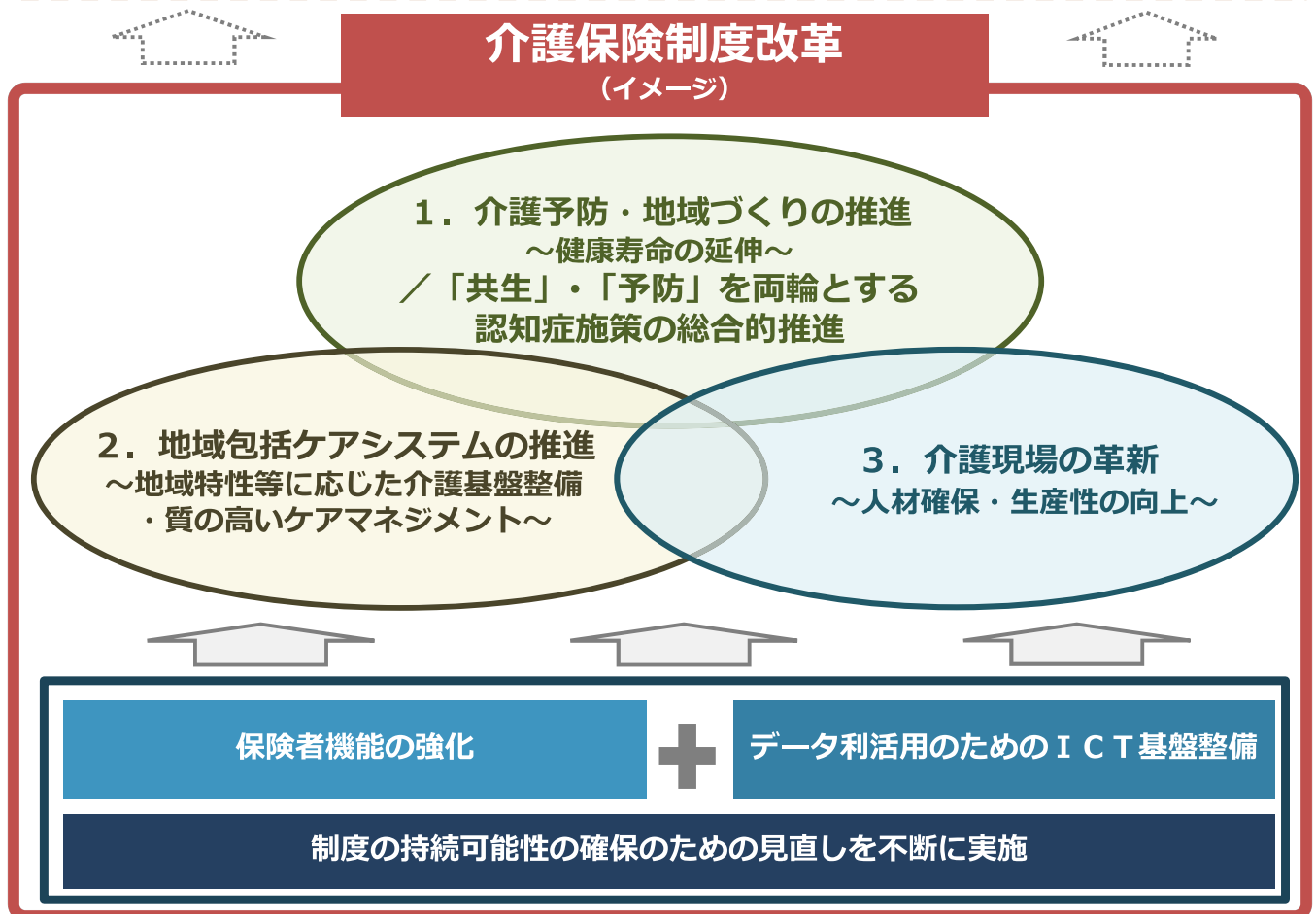
- 社会保障審議会介護保険部会においては、次期介護保険制度改正に向けて、昨年2月25日の回において、以下の主な検討事項を提示。
  - ① 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
  - ② 保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
  - ③ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
  - ④ 認知症「共生」・「予防」の推進
  - ⑤ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新
- 検討に当たっては、社会保障審議会福祉部会等において議論された地域共生社会の実現に向けた取組とあわせて、議論を実施。
- 計15回の議論を経て、昨年12月27日、「介護保険制度の見直しに関する意見」（以下「部会意見」という。）を取りまとめ。【別紙参照】

## 2. 今後の対応

- 政府においては、部会意見を踏まえ、次期通常国会に所要の法案を提出予定。  
また、第8期介護保険事業（支援）計画作成のガイドラインとなる「基本指針」の検討を行い、今夏を目途に、「基本指針（案）」をお示しする予定。
- 都道府県及び市町村におかれては、部会意見や法案・基本指針（案）等を踏まえ、第8期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた準備をお願いしたい。  
特に、
  - ・ 都道府県におかれては、関係者への周知とともに、市町村の計画策定に対する相談支援等をお願いしたい。
  - ・ 保険者である市町村におかれては、関係者への周知とともに、計画作成のための調査分析等計画策定の準備に万全を期されたい。
- また、利用者・事業者に関わりの深い下記の改正項目については、利用者・事業者からの相談を丁寧に受ける体制を整備いただくよう、特段の御配慮をお願いしたい。政府においても、利用者・事業者向けの周知に当たっての支援を実施予定。  
【改正項目】
  - ① 食費・居住費の助成（補足給付）について、負担能力に応じた負担とする観点から、施設入所者に対する補足給付、ショートステイの補足給付及び補足給付の支給要件となる預貯金等の基準の精緻化を図るための改正。
  - ② 高額介護サービス費について、負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせるための改正。

## 現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R2.1.17)





### 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

令和元年12月27日  
社会保障審議会介護保険部会

#### ○はじめに ○地域共生社会の実現

- ・2040年には介護サービス需要が更に増加・多様化。現役世代（担い手）の減少も顕著に
- ・高齢者を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る  
⇒2025年、その先の2040年、そして、地域共生社会の実現に向けて、介護保険制度の見直しが必要

#### I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

##### 1. 一般介護予防事業等の推進

- 住民主体の通いの場の取組を一層推進
  - ・通いの場の類型化
  - ・ポイント付与や有償ボランティアの推進等による参加促進
  - ・地域支援事業の他の事業とも連携した効果的な実施
  - ・医療等専門職の効果的・効率的な関与
  - ・関連データも活用したPDCAサイクルに沿った取組の推進
  - ・通いの場に参加しない高齢者への対応

##### 3. ケアマネジメント

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
  - ・多分野の専門職の知見に基づくケアマネジメント（地域ケア会議の活用）
  - ・インフォーマルサービスも盛り込まれたケアプランの作成推進
  - ・公正中立なケアマネジメントの確保、ケアマネジメントの質の向上
  - ・質の高いケアマネジャーの安定的な確保、ケアマネジャーが力を発揮できる環境の整備、求められる役割の明確化

##### 2. 総合事業

- より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
  - ・事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）
  - ・国がサービス価格の上限を定める仕組みの弾力化
  - ・総合事業の担い手を確保するための取組の推進（有償ボランティアに係る謝金の支出、ポイント制度の創設）
  - ・保険者機能強化推進交付金の活用等による市町村の取組、都道府県の市町村支援の促進
  - ・就労的活動等を通じた地域とのつながり強化等のための環境整備

##### 4. 地域包括支援センター

- 増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化
  - ・センターの運営への保険者（市町村）の適切な関与
  - ・センターと既存の社会資源との連携による地域の相談支援機能の強化
  - ・介護予防ケアマネジメント業務の外部委託を行いやすい環境の整備
  - ・保険者機能強化推進交付金の活用等によるセンター体制強化の推進

#### II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

##### 1. PDCAプロセスの推進

- 保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組内容を改善
  - ・国や都道府県による市町村へのきめ細かな支援
  - ・対応策の好事例の見える化・横展開

##### 3. 調整交付金

- 後期高齢者の加入割合の違いに係る調整を精緻化
  - ・要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し（見直しによる調整の範囲内で個々の保険者に一定の取組を求める）

##### 2. 保険者機能強化推進交付金

- 介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、抜本的に強化
  - ・予算額の増額、安定的な財源の確保
  - ・評価指標の見直し（成果指標の拡大、配分基準のメリハリ強化、判断基準の明確化）
  - ・都道府県の市町村支援へのインセンティブ強化
  - ・取組の達成状況の見える化の推進

##### 4. データ利活用の推進

- 介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備
  - ・介護関連のデータの一体的活用、NDB等との連結解析を進めるための制度面・システム面での環境整備の推進
    - ・基本チェックリストなど介護予防に係る情報の活用
  - ・国や都道府県による市町村支援
    - ・事業所の理解を得た上でのデータ収集によるデータ充実
    - ・データ収集項目の充実の検討
      - ・医療保険の個人単位被保険者番号の活用

### Ⅲ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

#### 1. 介護サービス基盤、高齢者向け住まい

##### 【今後の介護サービス基盤の整備】

###### ○地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

- ・高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画的な整備
- ・特養、老健、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、訪問介護等のそれぞれの役割・機能を果たしつつ、連携を強化しながらの整備
- ・都市部・地方部など地域特性を踏まえた整備
- ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況等も踏まえた整備
- ・「介護離職ゼロ」の実現に向けた施設整備・在宅支援サービスの充実、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めた基盤整備促進

##### 【高齢者向け住まいの在り方】

###### ○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化

- ・都道府県から市町村への有料老人ホームに関する情報の通知
- ・未届けの有料老人ホームへの対応、介護サービス利用の適正化
- ・事業者に係る情報公表の取組の充実
- ・「外部の目」を入れる取組の推進（介護相談員等の活用）

##### 【高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方】

- ・自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及
- ・生活困窮者施策とも連携した住まいと生活の支援の一体的な実施

#### 2. 医療・介護の連携

##### 【総論】

- ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備
- ・中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実
- ・リハビリテーションの適時適切な提供
- ・老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進

##### 【介護医療院】

###### ○介護医療院への円滑な移行の促進

- ・早期の意思決定支援、手続きの簡素化等移行等支援策の充実
- ・医療療養病床からの移行等、介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を実施

##### 【在宅医療・介護連携推進事業】

###### ○地域の実情に応じた取組の充実のための事業体系の見直し

- ・認知症施策や看取りの取組を踏まえた見直し
- ・切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標の設定
- ・一部項目の選択的実施や地域独自の項目の実施
- ・都道府県による市町村支援  
（医師会等の関係機関との調整、情報発信、人材育成等）
- ・PDCAサイクルに沿った取組の推進  
（指標の検討、地域包括ケア「見える化」システムの活用等）

### Ⅳ 認知症施策の総合的な推進

##### 【総論】

###### ○認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

- ・介護保険事業計画に基づく取組の推進（介護保険法上の計画記載事項に認知症施策の総合的な推進を位置付け）
- ・他の施策との連携（他の計画との調和・連携）
- ・「共生」「予防」の取組の推進（介護保険法上に大綱の考え方・施策を位置付け。「認知症」の規定の見直し）

###### ・認知症サポーターの養成、本人発信支援等の普及啓発の推進

- ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり  
（チームオレンジ）
- ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- ・予防に関するエビデンスの収集・分析
- ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化
- ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進

### Ⅴ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

#### 1. 介護人材の確保・介護現場の革新

##### 【総論】

###### ○新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進

###### ○人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組の推進

- ・介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
- ・若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
- ・働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受入環境整備
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
- ・経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化

###### ・文書量削減

- 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめ（令和元年12月4日）に沿って、指定申請、報酬請求、指導監査の文書等に関して、①簡素化、②標準化、③ICT等の活用等の取組を推進。  
（※）介護保険法令とあわせて老人福祉法令に基づく手続き等にも整合的に対応  
（※）専門委員会においてフォローアップを実施し取組を徹底

#### 2. 給付と負担

##### (1) 被保険者範囲・受給者範囲

介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

##### (2) 補足給付に関する給付の在り方

負担能力に応じた負担とする観点から、施設入所者に対する補足給付、ショートステイの補足給付及び補足給付の支給要件となる預貯金等の基準の精緻化を図る

##### (3) 多床室の室料負担

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の機能や医療保険制度との関係も踏まえつつ、負担の公平性の関係から引き続き検討

##### (4) ケアマネジメントに関する給付の在り方

利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現や他のサービスとの均衡等幅広い観点から引き続き検討

##### (5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討

##### (6) 高額介護サービス費

負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる

##### (7) 「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準

利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討

##### (8) 現金給付

現時点で導入することは適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者（介護）支援を推進

#### その他の課題

##### 1. 要介護認定制度

- ・更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を36か月から48か月に延長
- ・認定調査を指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、ケアマネジャー以外の専門的知識を有する者も実施可能とする

##### 2. 住所地特例

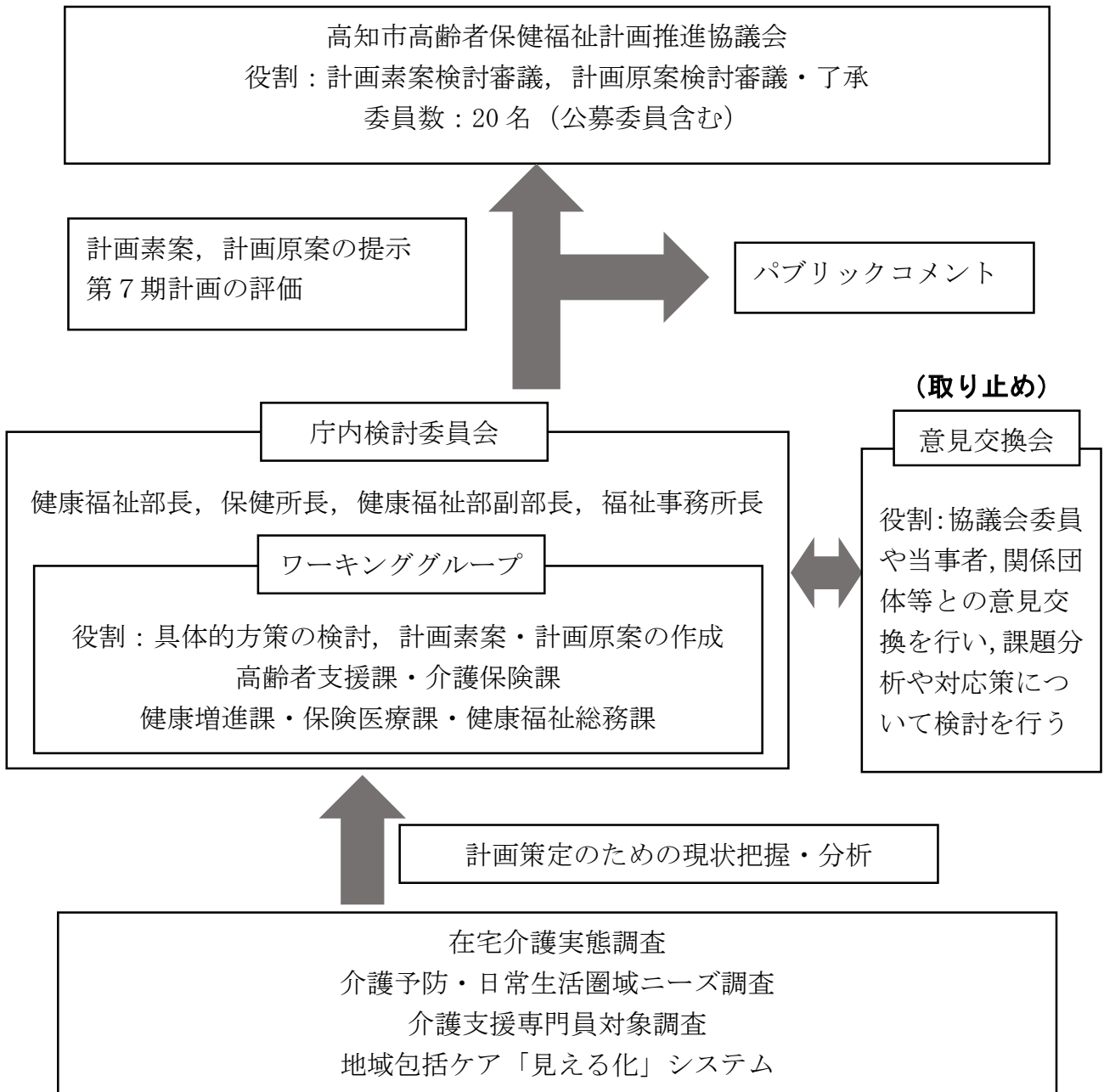
- ・住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについて、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討

#### ○おわりに

- ・今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るもの
- ・関連法案の国会提出、社会保障審議会介護給付費分科会での議論など必要な対応が講じられることを求める

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(令和3～5年度)の策定に向けた  
策定体制・スケジュール

## 計画策定体制



### 意見交換会内容（取り止め）

テーマ	対象	内容
住民主体の通いの場を充実させるために	協議会委員，いきいき百歳体操お世話役及びサポーター，支援者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民主体の通いの場の充実のための取組</li> <li>栄養等フレイル対策への意見</li> </ul>

## 令和2年度 計画策定スケジュール

時期	協議会	主な内容
2年 4月		
5月		
6月	第1回 計画推進協議会	(1) 策定体制・スケジュール (2) 高知市高齢者保健福祉計画 (平成30～32年度)の進捗状況
7月		
8月		
9月	第2回 計画推進協議会	(1) 高齢者保健福祉に関する調査の結果 (2) 次期高知市高齢者保健福祉計画(令和3～5年度)概要(案)
10月	第3回 計画推進協議会	(1) 高齢者保健福祉計画素案の審議
12月		
3年 1月	第4回 計画推進協議会	(1) 高齢者保健福祉計画素案の審議 (2) 介護保険事業計画素案の審議
2月	第5回 計画推進協議会	新計画原案の承認

高齢者保健福祉に関するアンケート調査

パブリック  
コメント

### 3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 （平成30～令和2年度）の進捗状況

## 1-2 生活支援サービスの充実（C型事業所の新設）

### 1 訪問型C事業の概要

#### (1) 目的

高齢者が住み慣れた自宅や地域で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、理学療法士または作業療法士を個人宅に派遣し、生活機能の向上や身体機能維持のために、地域の体操会場や地域の社会資源への参加を支援する

#### (2) 事業開始年月日

令和元年10月1日

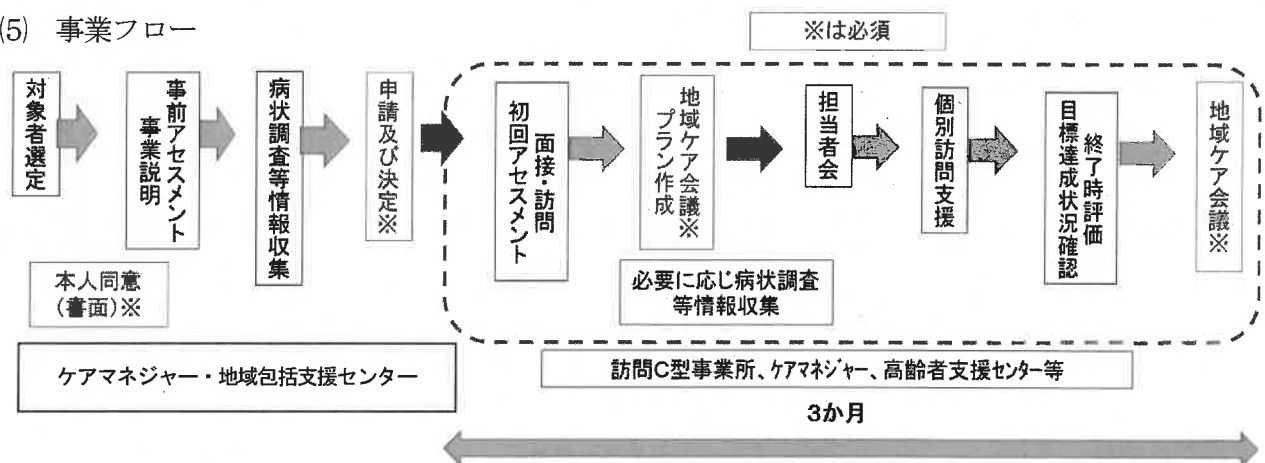
#### (3) 対象者

退院直後や外出困難等、生活に何らかの課題があり、短期集中的に支援することにより生活機能向上が見込まれ、自宅等での生活が継続可能となる者で、要支援認定者又は事業対象者。

#### (4) 実施方法

- ・高知市から事業実施が可能な法人に委託して実施。※令和元年度の委託事業所は17事業所
- ・原則3か月までとし、必要に応じて6か月に延長。

#### (5) 事業フロー



支援担当ケアマネジャー、高齢者支援センターが終了後3～6か月後にモニタリングを実施

### 2 令和元年度実績

利用者：2名／2事業所

### 3 課題

10月から開始した事業だが、半年間で利用者が2名しかいなかった。

- ⇒ ・事業の周知不足      ・新型コロナウイルス感染症の影響  
・手続きなど、事業所の負担が大きいこと

### 4 今後について

実績が増えないことには事業効果の検証も行えないことから、まずは利用者を増やす方策が必要。

- ⇒ より利用しやすいよう見直しを図りながら、居宅介護支援事業所等、関係各所へさらなる周知を図る。



### 3-2 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実

#### 1 経過

本市では、要介護等高齢者一人ひとりが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていくことができるよう、在宅生活を支えるためのサービスとして地域密着型サービスの整備を進めてきました。また、要介護高齢者の在宅復帰を支援する中間施設としての役割が期待される、介護老人保健施設の整備を進めることとしております。第7期介護保険事業計画で整備を予定している事業所及び施設につきましては、未整備の事業所等を整備するべく、令和2年度も整備募集を継続します。

#### 2 高齢者保健福祉計画記載内容

[継続]看護小規模多機能型居宅介護，小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備強化

[継続]認知症対応型通所介護，認知症対応型共同生活介護の整備

重度者を含む要介護高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていけるよう、在宅生活を支える利便性の高いサービスの整備を行います。訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせ利用できる看護小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護の整備を行います。また、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行います。そのほか、認知症高齢者の介護を支援するためのサービスとして、認知症対応型の通所介護及び共同生活介護の整備を行います。

[継続]介護老人保健施設の整備

要介護高齢者の在宅復帰を支援する中間施設の役割が期待される、介護老人保健施設の整備を行います。

#### 3 実績

平成30年度及び令和元年度の整備許可状況につきましては、以下のとおりです。

サービス種別	整備許可事業所地区・数	未整備地区・数
認知症対応型通所介護	西部1 南部1	東部1 北部1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	南部1	西部1
小規模多機能型居宅介護	東部1	(なし)
看護小規模多機能型居宅介護	(なし)	西部1 北部1
認知症対応型共同生活介護	西部1 南部1	北部1
地域密着型特定施設入居者生活介護	(なし)	北部1
介護老人保健施設	(なし)	160床

※ 整備の進捗状況について

応募が難しい理由を介護保険事業所運営法人に聞いたところ、「単体で整備しても採算が合わない」「整備用地や職員の確保が難しい」との回答がありました。本市としましても、法人が整備し易い環境を整える必要があり、そのために、次期介護報酬改定に向けて経営に見合う報酬設定や職員の資格要件の緩和等について国に求めていると考えております。

#### 4 今後の予定

令和2年度は、上記の未整備事業所について引き続き整備募集します。また、介護老人保健施設については、新設(1施設あたり80床)の応募がゼロだったため、新設の事業所の整備募集を継続しつつ、既存の開設許可施設の増床も認める形での募集を検討中です。

## 5-2 地域高齢者支援センターの機能強化

### 1 経過

本市では、地域高齢者支援センターとして東西南北春野の5か所と旭分室、17か所の出張所で高齢者の生活支援等を行っておりましたが、超高齢社会が進む中、高齢者の生活や活動を支援するためには、より身近な場所に支援機関を配置する必要があり、市内に14か所の地域包括支援センターと1か所の基幹型地域包括支援センターを配置することとし、地域包括支援センターについては市内の医療法人や社会福祉法人等に委託も行うこととしており、令和元年度、2年度の2年間で再編することとしております。

### 2 高齢者保健福祉計画記載内容

[新規]地域高齢者支援センターの再編

1センターあたりの高齢者人口を国基準に近づけるよう、センターの担当区域を見直し、センターの増設を目指します。

また、各センターを統括し、公平・中立な活動を行うことができるよう、基幹地域高齢者支援センター設置を目指します。

### 3 実績

令和元年度は旧東部・北部地域高齢者支援センター圏域について再編し、直営1、委託6の計7か所の地域包括支援センターを配置しました。

また、直営で基幹型地域包括支援センターを1か所配置しました。

名 称	住 所	担当地区
基幹型地域包括支援センター	高知市塩田町 18-10 保健福祉センター	市内全域
南街・北街・江ノ口地域包括支援センター	高知市塩田町 18-10 保健福祉センター	南街, 北街, 江ノ口
上街・高知街・小高坂地域包括支援センター	高知市上町 5丁目 4-1 ピュアリフレビル6階	上街, 高知街, 小高坂
下知・五台山・高須地域包括支援センター	高知市葛島 1丁目 10-75 ファミリプラザ3号	下知, 五台山, 高須
三里地域包括支援センター	高知市仁井田 1618-18	三里
布師田・一宮地域包括支援センター	高知市一宮西町 1丁目 7-16 山本ハイツ 101号室	布師田, 一宮
秦地域包括支援センター	高知市愛宕山 114-2	秦
大津・介良地域包括支援センター	高知市大津乙 869-6	大津, 介良

### 4 今後の予定

令和2年度は現在の西部・南部・春野地域包括支援センター圏域を再編することとしており、委託又は直営で7か所の地域包括支援センターを配置する予定です。

#### 4 成年後見制度利用促進計画の策定について

## 中核機関について

～高知市版成年後見制度利用促進計画策定と協議会・中核機関の設置に向けて～

### 1. 成年後見制度利用促進計画策定の必要性

・成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年に成立し、第 14 条において「市町村の講ずる措置」として以下の 2 点が求められている。

- ①「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」こと（第 1 項）
- ②「成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める」こと（第 2 項）

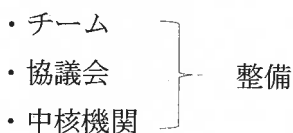
### 2. 計画において具体的に求められること

#### 【権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築】

以下の機能を整備（段階的に拡充する方法も可）

- ⇒①制度の広報
- ②制度利用の相談
  - ③制度利用促進（マッチング）
  - ④後見人支援

機能整備の具体化策



### 3. 高知市の計画策定スケジュール

令和 2 年度 高知市成年後見制度利用促進審議会を開催 → 計画策定

令和 3 年度 協議会、中核機関（委託を予定）の設置 → 課題解決に向けた取り組み

令和 4 年度以降 計画の検証等

## 成年後見制度利用促進基本計画について

### <経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

### <計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

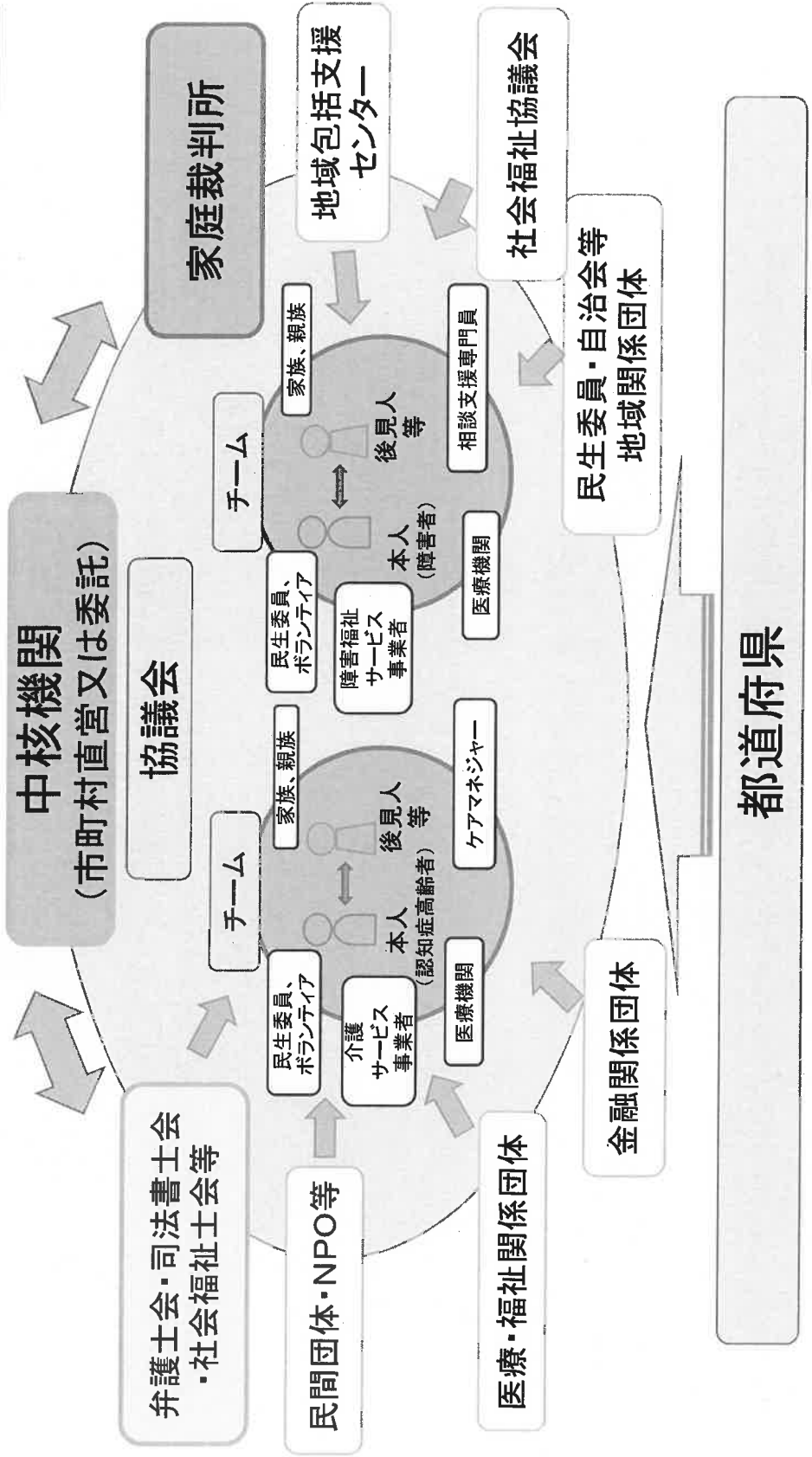
- (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
  - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協働体制(「協議会」、コーデイネートを行う「中核機関(センター)」)の整備
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

# 地域連携ネットワークと中核機関の整備について

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

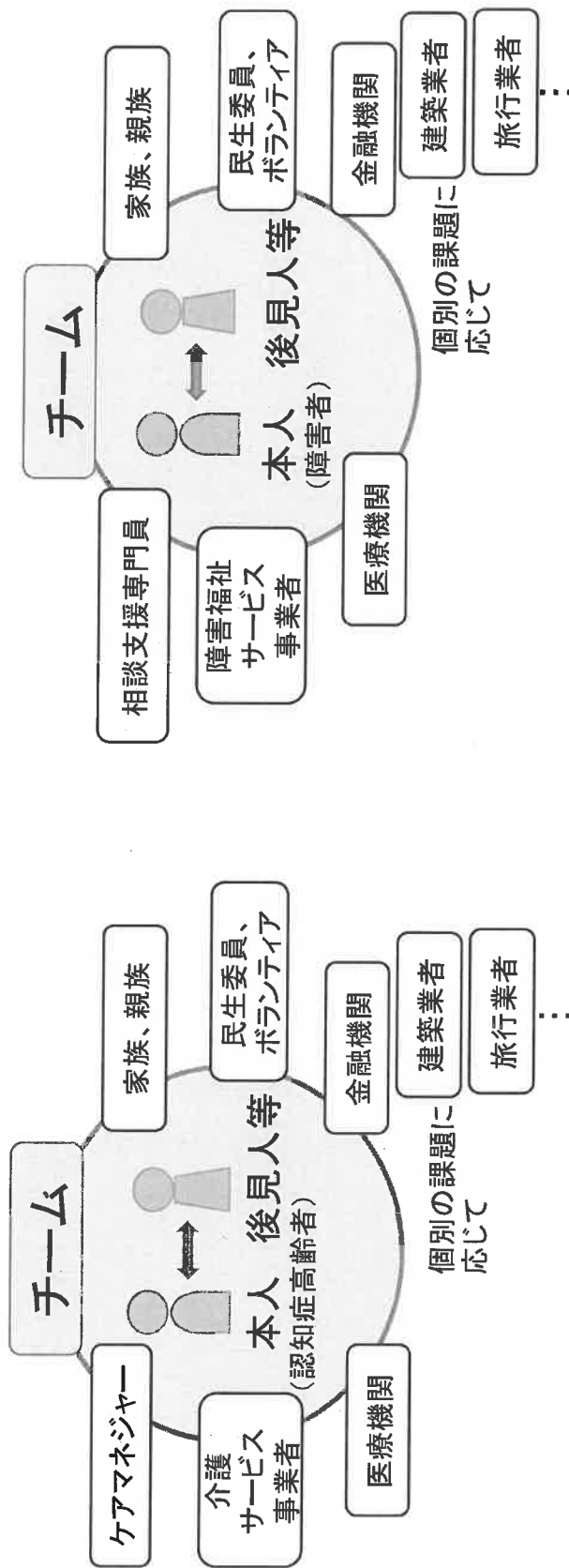
※協議会……法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム……本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



# 1 点目 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容: 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

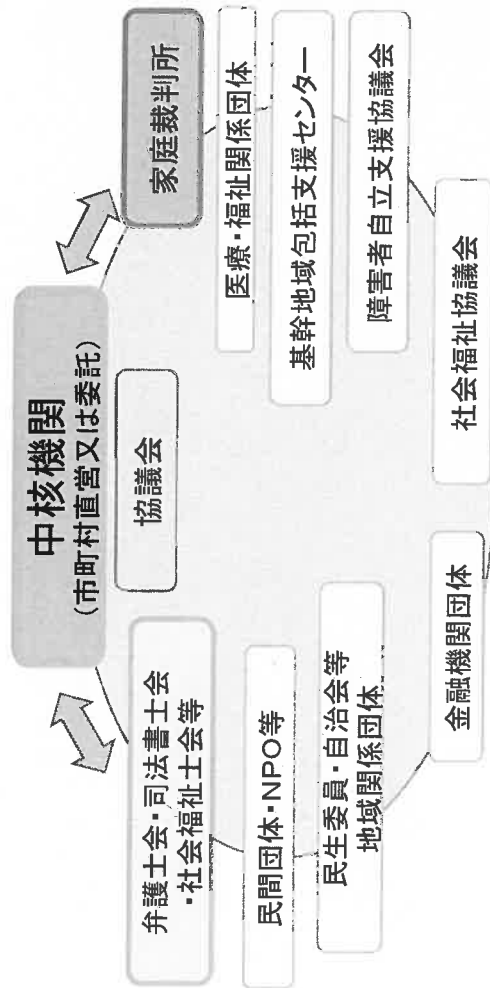
メンバー例: ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、

家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等  
エリア: 日常生活圏域など

## 2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体  
 メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例：商工会や警察など）  
 エリア：自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。



## 3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者調整(マッチング)、担い手の育成・活動の促進)、④後見人支援

- 協議会の事務局

### 中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。  
(いわゆるハコモノ新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでも権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務  
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

# 「骨太の方針」及び「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策

## ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

(7) 暮らしの安全・安心

- ⑤ 共助・共生社会づくり  
(共生社会づくり)

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

## ○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

### ⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでも、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

### KPI/目標

- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
  - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
  - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
  - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
  - ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
  - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
  - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
  - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
  - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)*	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定			国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		金融機関における自主的な取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止 効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。  
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。